

成年後見関係事件の概況

—令和5年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和5年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和6年3月

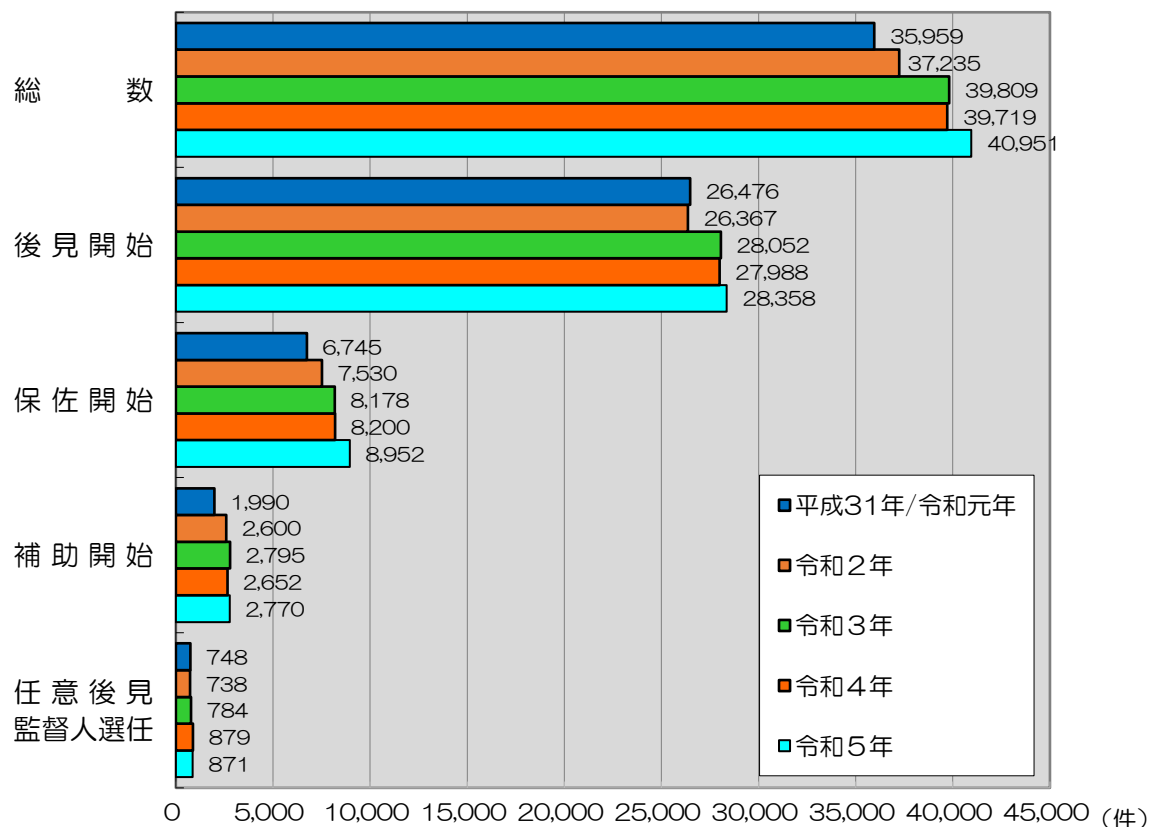
目 次

1	申立件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	（資料1）過去5年における申立件数の推移
2	終局区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	（資料2）終局区分別件数
3	審理期間について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	（資料3）審理期間別の割合
4	申立人と本人との関係について・・・・・・・・・・ 4
	（資料4）申立人と本人との関係別件数・割合
	（資料5）申立人と本人との関係別件数
	（家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合）
5	本人の男女別・年齢別割合について・・・・・・・・ 6
	（資料6）本人の男女別・年齢別割合
	（参考資料）開始原因別割合
6	申立ての動機について・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	（資料7）主な申立ての動機別件数・割合
7	鑑定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	（資料8）鑑定期間別割合
	（資料9）鑑定費用別割合
8－1	成年後見人等と本人との関係について・・・・・・・・ 10
	（資料10－1）成年後見人等と本人との関係別件数・割合
	（参考資料）成年後見人等の候補者について
8－2	成年後見監督人等が選任された事件数について・・ 12
	（資料10－2）成年後見監督人等が選任された件数、
	成年後見監督人等の内訳・割合
9	成年後見制度の利用者数について・・・・・・・・ 13
	（資料11）成年後見制度の利用者数の推移

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で40,951件（前年は39,719件）であり、対前年比約3.1%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,358件（前年は27,988件）であり、対前年比約1.3%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は8,952件（前年は8,200件）であり、対前年比約9.2%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,770件（前年は2,652件）であり、対前年比約4.4%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は871件（前年は879件）であり、対前年比約0.9%の減少となっている。

（資料1） 過去5年における申立件数の推移



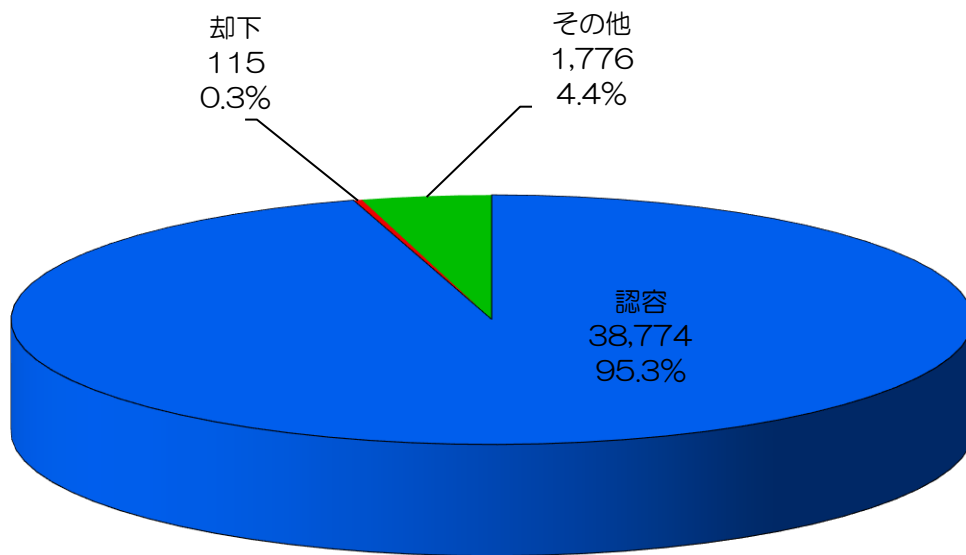
（注） 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計40,665件のうち、認容で終局したものは約95.3%（前年は約95.4%）である。

（資料2） 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	40,665	26,986	60	1,212	8,339	25	328	2,677	15	138	772	15	98



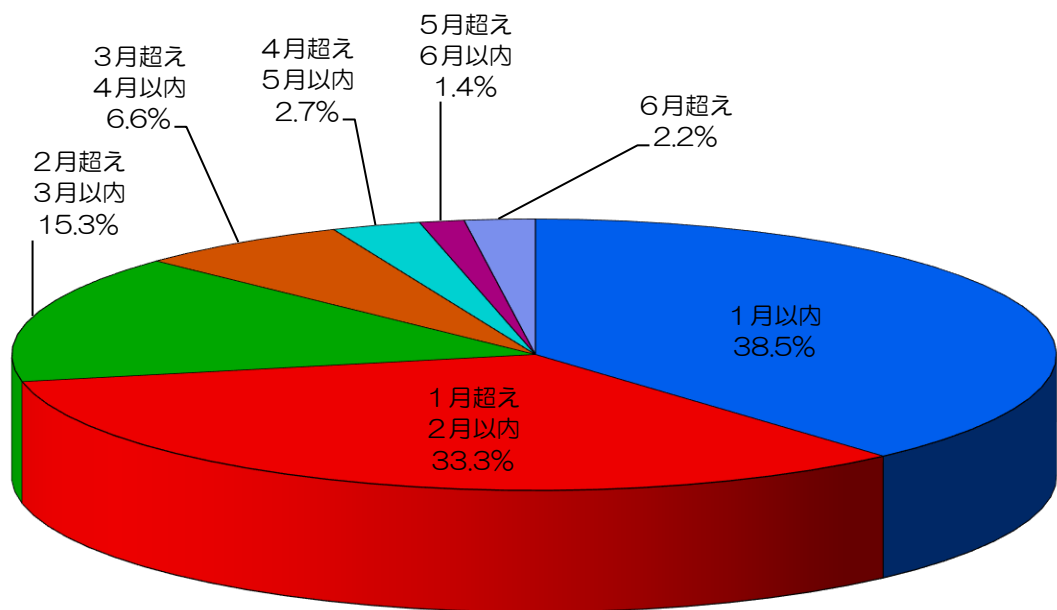
（注1） 令和5年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計40,665件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約71.8%（前年は約71.9%）、4か月以内に終局したものが全体の約93.7%（前年は約93.7%）である。

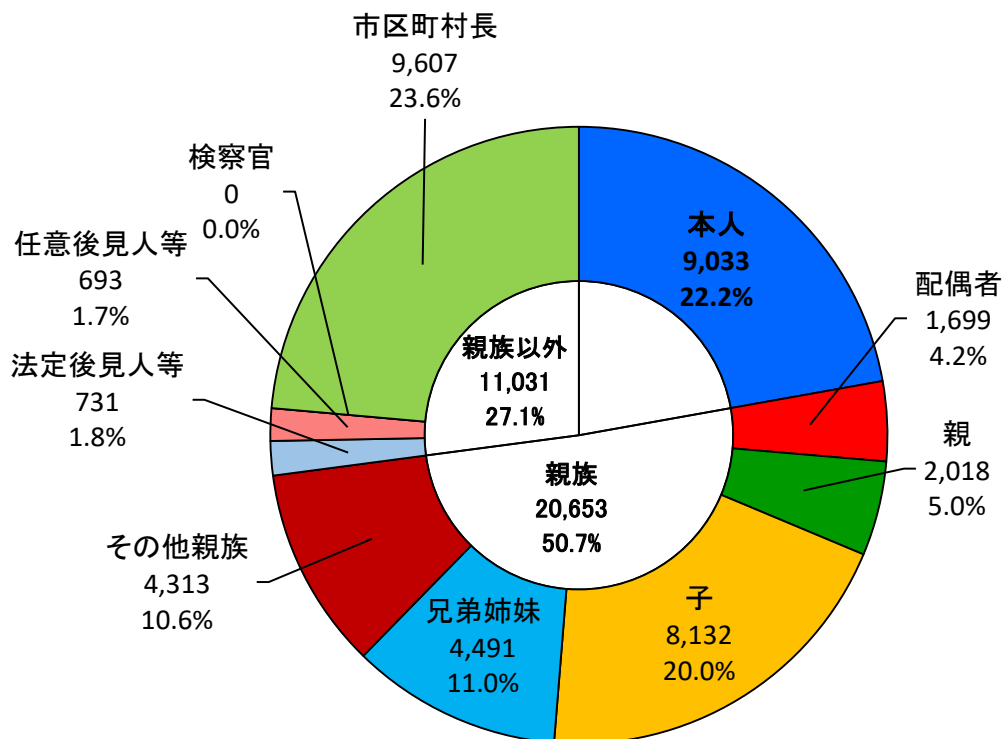
（資料3） 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.6%を占め、次いで本人（約22.2%）、本人の子（約20.0%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは9,607件で、前年の9,231件（前年全体の約23.3%）に比べ、対前年比約4.1%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（40,717件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（40,665件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東 京	5,102	1,440	28.2%
横 浜	3,394	745	22.0%
さいたま	1,693	466	27.5%
千 葉	1,908	443	23.2%
水 戸	568	173	30.5%
宇 都 宮	382	112	29.3%
前 橋	534	94	17.6%
静 岡	1,268	296	23.3%
甲 府	315	83	26.3%
長 野	496	121	24.4%
新 潟	924	181	19.6%
大 阪	3,588	648	18.1%
京 都	1,293	138	10.7%
神 戸	2,359	315	13.4%
奈 良	479	104	21.7%
大 津	487	58	11.9%
和 歌 山	294	72	24.5%
名 古 屋	1,452	340	23.4%
津	391	84	21.5%
岐 阜	317	73	23.0%
福 井	255	59	23.1%
金 沢	428	154	36.0%
富 山	462	79	17.1%

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	877	219	25.0%
山 口	477	124	26.0%
岡 山	931	343	36.8%
鳥 取	184	63	34.2%
松 江	209	76	36.4%
福 岡	1,746	269	15.4%
佐 賀	275	72	26.2%
長 崎	362	50	13.8%
大 分	262	54	20.6%
熊 本	527	232	44.0%
鹿 児 島	450	109	24.2%
宮 崎	464	162	34.9%
那 覇	484	99	20.5%
仙 台	409	89	21.8%
福 島	441	174	39.5%
山 形	237	91	38.4%
盛 岡	303	81	26.7%
秋 田	201	42	20.9%
青 森	389	147	37.8%
札 幌	968	185	19.1%
函 館	174	56	32.2%
旭 川	327	44	13.5%
釧 路	375	138	36.8%
高 松	292	80	27.4%
徳 島	323	108	33.4%
高 知	261	83	31.8%
松 山	380	139	36.6%
総 数	40,717	9,607	23.6%

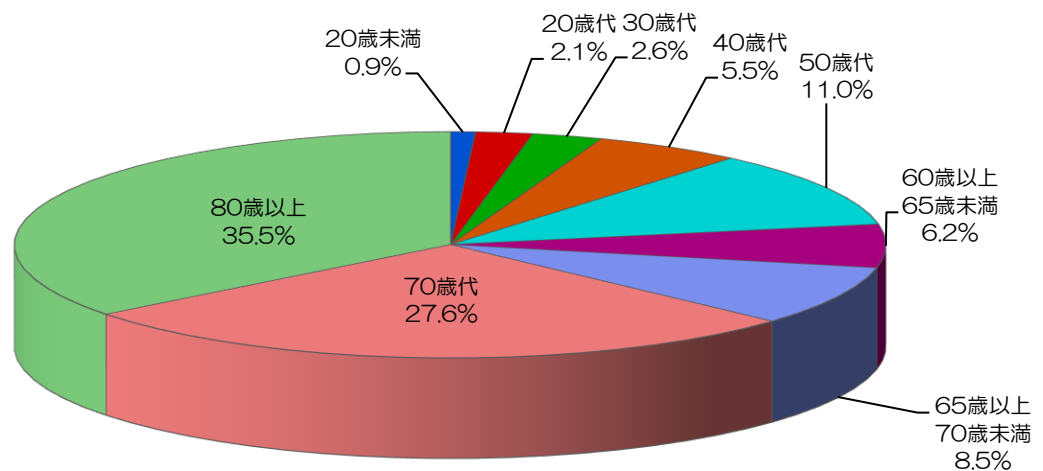
- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(40,665件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

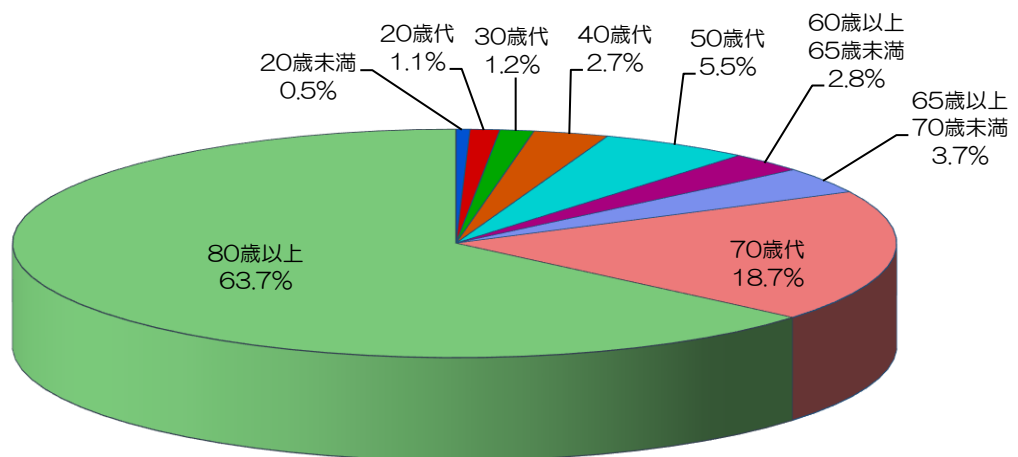
- 本人の男女別割合は、男性が約43.8%、女性が約56.2%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.5%を占め、次いで70歳代の約27.6%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.7%を占め、次いで70歳代の約18.7%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約71.7%を、女性では女性全体の約86.1%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合

（男性）



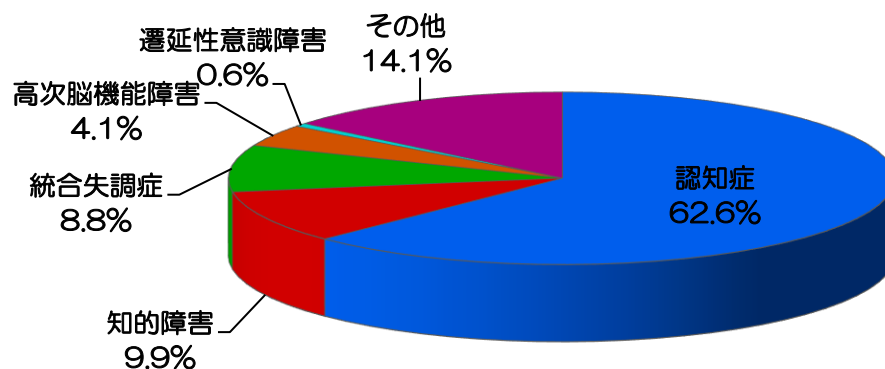
（女性）



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約62.6%を占め、次いで知的障害が約9.9%、統合失調症が約8.8%の順となっている。

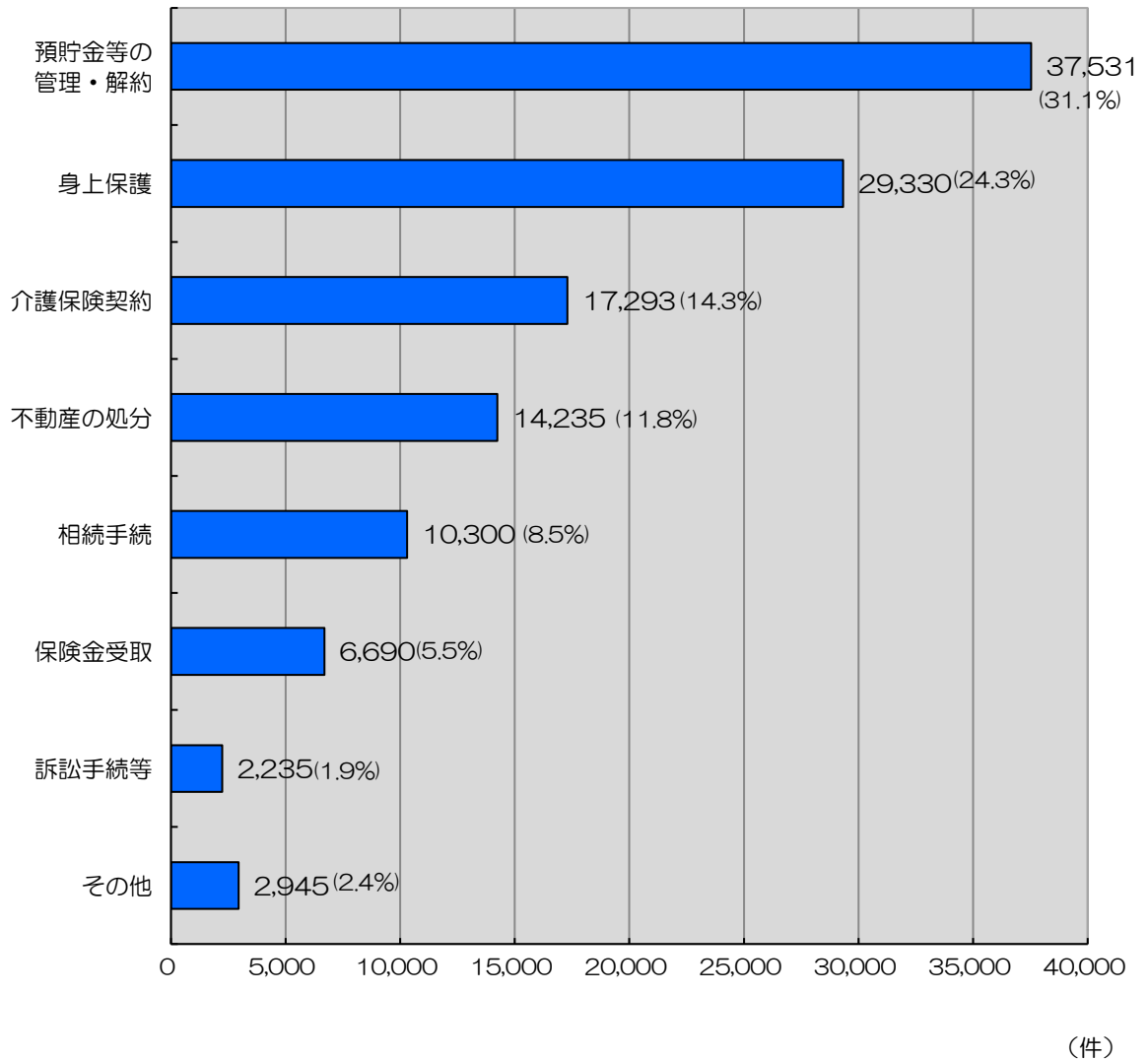


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



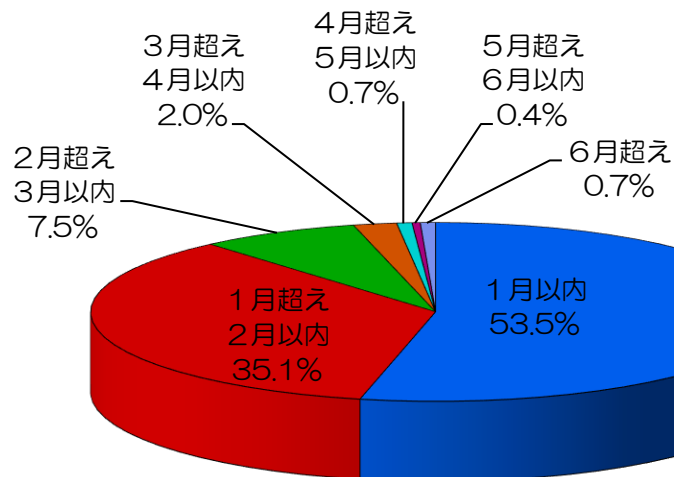
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（40,665件）とは一致しない。

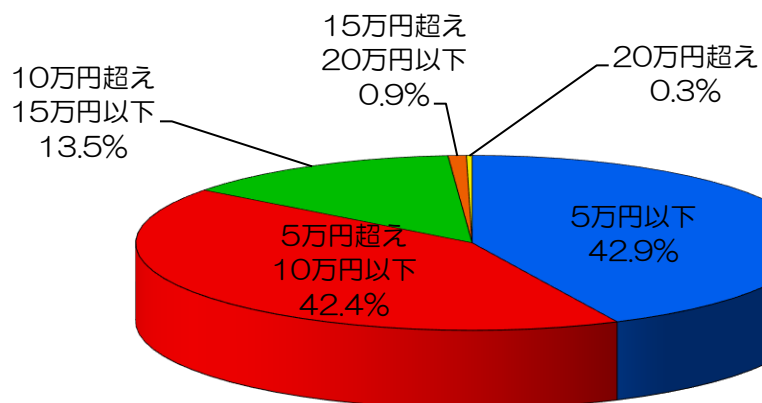
7 鑑定について（資料8、9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約4.5%（前年は約4.9%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約53.5%（前年は約53.5%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約42.9%（前年は約45.4%）を占めており、全体の約85.3%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約86.9%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約18.1%（前年は約19.1%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約81.9%（前年は約80.9%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

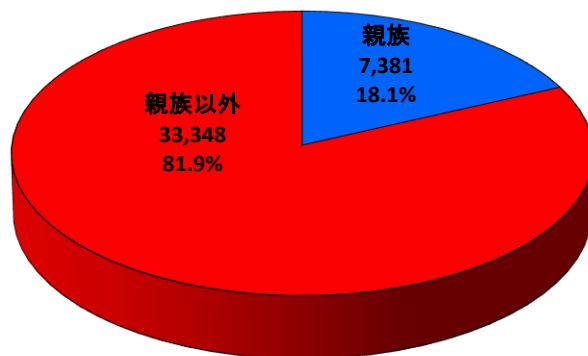
関係別件数（合計）	40,729件（前年39,573件）
親族	7,381件（前年7,560件）
親族以外	33,348件（前年32,013件）
うち弁護士	8,925件（前年8,683件）
司法書士	11,983件（前年11,768件）
社会福祉士	6,132件（前年5,851件）
市民後見人	344件（前年271件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された場合の数値であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（注2） 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

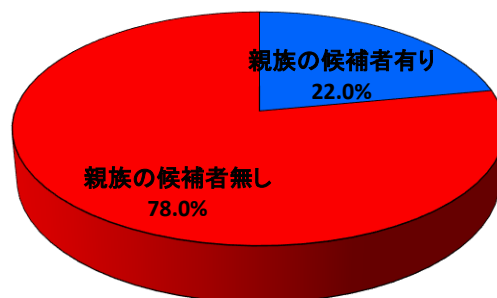
（資料10-1） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

① 親族、親族以外の別



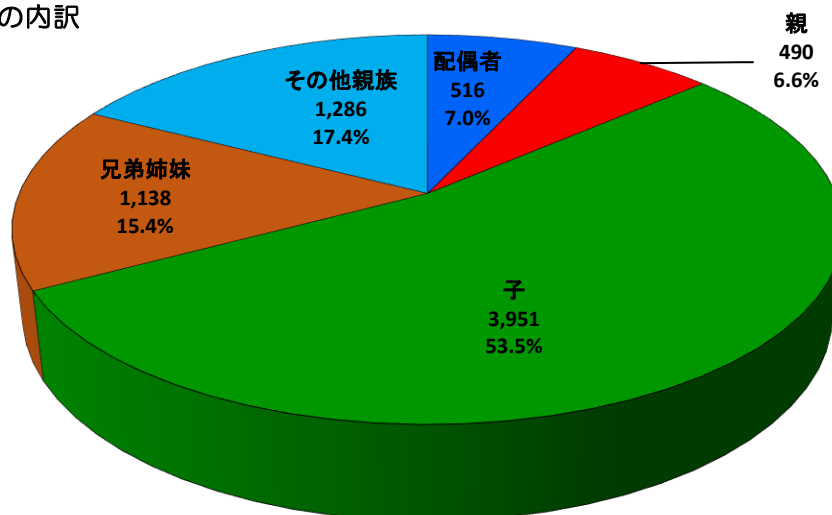
（参考資料） 成年後見人等の候補者について

- 令和5年1月から12月までに認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件の割合は、約22.0%である。

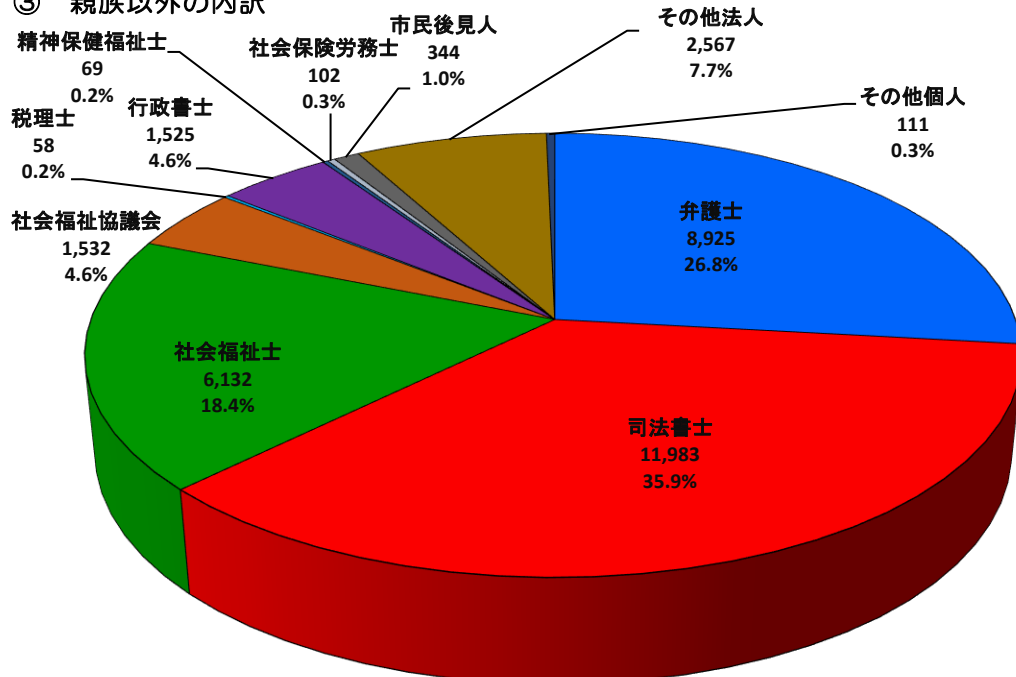


（注）一部の能登半島地震被災地庁の令和5年10月～12月分の数値は反映されていない。

② 親族の内訳



③ 親族以外の内訳



(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人307件、司法書士法人811件、税理士法人2件、行政書士法人17件であった。）。

(注5) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士及び社会保険労務士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等 になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について（資料10-2）

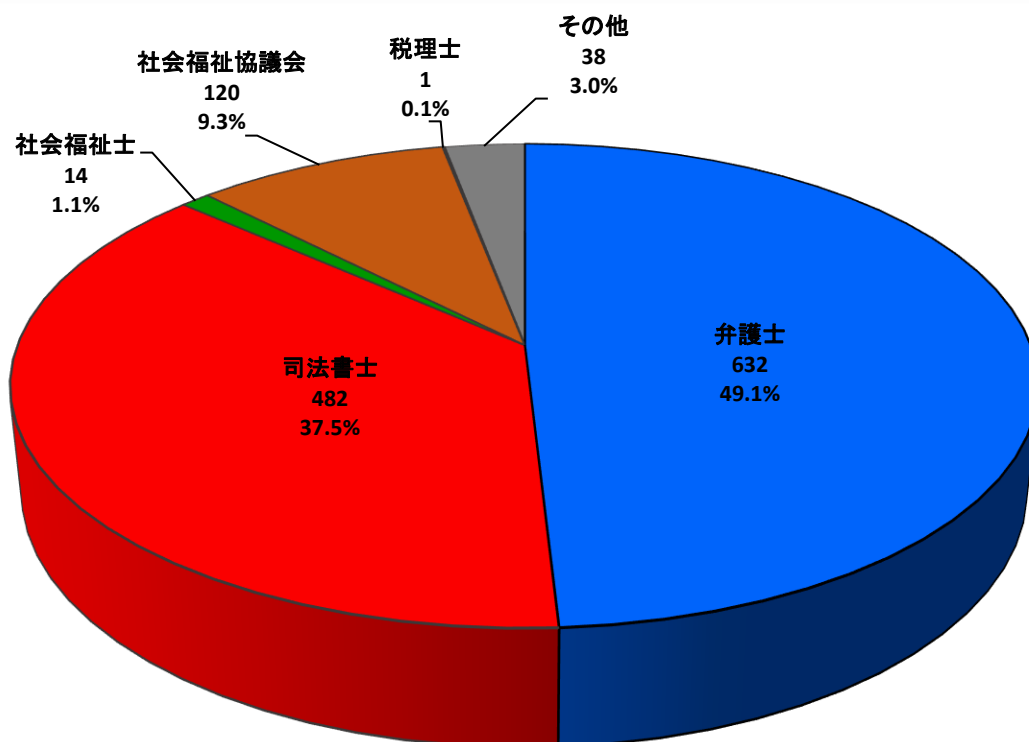
○ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（38,002件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは1,287件であり、全体の約3.4%（前年は約3.4%）である。

○ 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。

件数（合計）	1,287件（前年 1,256件）
弁護士	632件（前年 613件）
司法書士	482件（前年 491件）
社会福祉士	14件（前年 8件）
社会福祉協議会	120件（前年 100件）
税理士	1件（前年 0件）
その他	38件（前年 44件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

（資料10-2） 成年後見監督人等が選任された件数、成年後見監督人等の内訳・割合



（注2） 弁護士、司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人1件、司法書士法人16件、税理士法人0件であった。）。

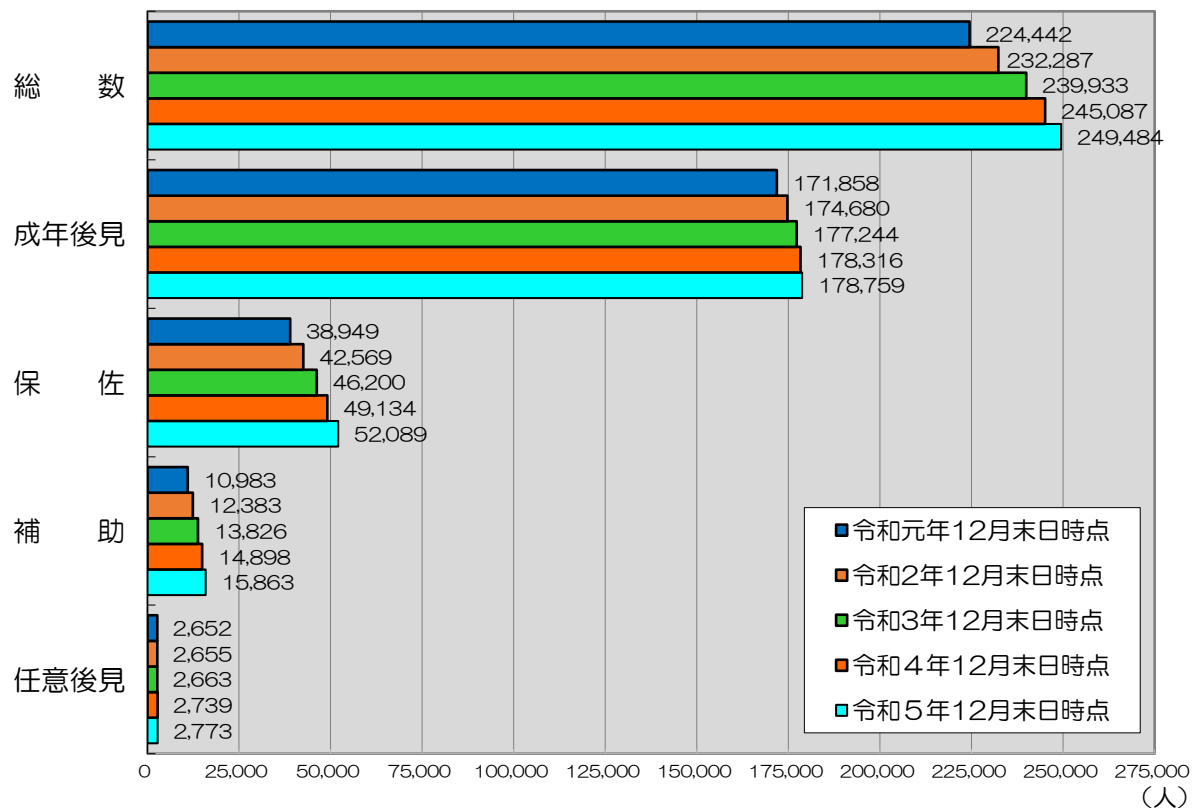
（注3） 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。

（注4） 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。

9 成年後見制度の利用者数について（資料 1 1）

- 令和5年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で249,484人（前年は245,087人）であり、対前年比約1.8%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は178,759人（前年は178,316人）であり、対前年比約0.2%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は52,089人（前年は49,134人）であり、対前年比約6.0%の増加となっている。
- 補助の利用者数は15,863人（前年は14,898人）であり、対前年比約6.5%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,773人（前年は2,739人）であり、対前年比約1.2%の増加となっている。

（資料 1 1） 成年後見制度の利用者数の推移



（注） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。